

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月19日
【届出者の氏名又は名称】	日本生命保険相互会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府中央区今橋三丁目5番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	0120-201-021
【事務連絡者氏名】	財務企画部 兼 ヘルスケア事業部 担当課長 宮下 雄一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本生命保険相互会社 (大阪府中央区今橋三丁目5番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、メディカル・データ・ビジョン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月16日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年12月16日付公開買付開始公告につきまして、公正取引委員会から2026年1月8日付で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第11条第1項但書に基づく認可、及び金融庁長官から2026年1月15日付で保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第106条第4項に基づく認可をそれぞれ取得したため記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたこと、及び記載事項の一部に訂正すべき事項があったことから、これを訂正するとともに関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

#### 6 株券等の取得に関する許可等

##### (2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
保険業法

##### (3) 許可等の日付及び番号

独占禁止法  
保険業法

#### 11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 3【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針  
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本取引の本格的な検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を2025年5月12日に、ビジネスアドバイザーとしてポストン・コンサルティング・グループ合同会社を同日に、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を2025年6月12日にそれぞれ選任し、対象者株式の取得の是非について検討を開始いたしました。かかる検討の結果、公開買付者は、2025年6月30日に、対象者より開示を受けたインフォメーション・メモランダム(企業概要書)や対象者の有価証券報告書、決算情報その他の適時開示等の公開情報を基に、本公開買付価格を1,100円として本取引を行う旨の法的拘束力を有さない第一次意向表明書を提出いたしました。その後、2025年8月5日、公開買付者は、対象者より、第一次意向表明書の内容について検討した結果、第二次入札プロセス(以下「本第二次入札プロセス」といいます。)に参加する候補者を選定するために、追加の意向確認をしたい旨の連絡を受けました。公開買付者は、2025年8月28日、対象者より追加開示を受けた対象者の事業計画の情報等も踏まえ、対象者に提示した本公開買付価格に変更はない旨を伝えました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本取引の本格的な検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を2025年6月3日に、ビジネスアドバイザーとしてポストン・コンサルティング・グループ合同会社を2025年5月12日に、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を2025年6月12日にそれぞれ選任し、対象者株式の取得の是非について検討を開始いたしました。かかる検討の結果、公開買付者は、2025年6月30日に、対象者より開示を受けたインフォメーション・メモランダム(企業概要書)や対象者の有価証券報告書、決算情報その他の適時開示等の公開情報を基に、本公開買付価格を1,100円として本取引を行う旨の法的拘束力を有さない第一次意向表明書を提出いたしました。その後、2025年8月5日、公開買付者は、対象者より、第一次意向表明書の内容について検討した結果、第二次入札プロセス(以下「本第二次入札プロセス」といいます。)に参加する候補者を選定するために、追加の意向確認をしたい旨の連絡を受けました。公開買付者は、2025年8月28日、対象者より追加開示を受けた対象者の事業計画の情報等も踏まえ、対象者に提示した本公開買付価格に変更はない旨を伝えました。

<後略>

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

なお、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2025年7月14日に開催された特別委員会において、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を、第三者算定機関として赤坂国際会計を、リーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任することについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、承認を受けているとのことです。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。)を選任するとともに、SBI証券及び赤坂国際から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、対象者は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2025年7月14日に開催された特別委員会において、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を、第三者算定機関として赤坂国際会計を、リーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任することについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、承認を受けているとのことです。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。)を選任するとともに、SBI証券及び赤坂国際会計から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しているとのことです。

<後略>

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)

(訂正前)

公開買付者は、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第2条第2項で定義される保険会社であり、同条第1項で定義される保険業を営む会社であり、また、対象者が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の10を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項但書により、あらかじめ、公正取引委員会の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。本認可の標準的な審査期間は認可申請のための事前相談開始から1ヶ月~1ヶ月半とされているところ、公開買付者は、2025年12月8日に公正取引委員会に対する事前相談を開始しており、本公開買付けの開始以降、正式申請可能となった時期に、公正取引委員会に対し、本認可の正式申請を行う予定です。本公開買付期間の末日の前日までに本認可を受けることができなかった場合、公正取引委員会から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は本公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第2条第2項で定義される保険会社であり、同条第1項で定義される保険業を営む会社であり、また、対象者が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の10を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項但書により、あらかじめ、公正取引委員会の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。本認可の標準的な審査期間は認可申請のための事前相談開始から1ヶ月~1ヶ月半とされているところ、公開買付者は、2025年12月8日に公正取引委員会に対する事前相談を開始しており、2025年12月26日に公正取引委員会に対し、本認可の正式申請を行い、公正取引委員会から2026年1月8日付で、本認可を取得しております。本公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され又は撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本認可には公開買付者が同意できない条件は付されておりません。

保険業法

(訂正前)

公開買付者は、保険業法第2条第2項で定義される保険会社であり、また、対象者並びにその子会社である株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者、株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社を子会社としようとする本株式取得については、公開買付者が、同条第4項により、あらかじめ、金融庁長官の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。金融庁による本認可の申請の標準処理期間は90日間とされているところ（保険業法施行規則第246条第1項第10号）、公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月12日付で、本認可の正式申請を行いました。本公開買付期間の末日の前日までに本認可を受けられなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件（同法第310条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は本公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁長官から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、保険業法第2条第2項で定義される保険会社であり、また、対象者並びにその子会社である株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者、株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社を子会社としようとする本株式取得については、公開買付者が、同条第4項により、あらかじめ、金融庁長官の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。金融庁による本認可の申請の標準処理期間は90日間とされているところ（保険業法施行規則第246条第1項第10号）、公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月12日付で、本認可の正式申請を行い、金融庁長官から2026年1月15日付で、本認可を取得しております。本公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され又は撤回された場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本認可には公開買付者が同意できない条件（保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。）は付されておられません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年1月8日

許可等の番号 公経企第1532号

保険業法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年1月15日

許可等の番号 金監督第35号

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

<前略>

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間の末日の前日までに本認可 若しくは本認可 を受けることができなかった場合、本認可 及び本認可 を受けたが、本認可 若しくは本認可 に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可 若しくは本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間の末日の前日までに本認可 又は本認可 が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 2025年12月16日付公開買付開始公告

#### 2. 公開買付けの内容

##### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

また、公開買付期間の末日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第11条第1項但書による公正取引委員会の認可（以下「本認可」といいます。）若しくは保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第106条第4項による金融庁長官の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることができなかった場合、本認可 及び本認可 を受けたが、本認可 若しくは本認可 に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可 若しくは本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付期間の末日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第11条第1項但書による公正取引委員会の認可又は保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第106条第4項による金融庁長官の認可が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

### (2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第11条第1項但書に基づく認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、公正取引委員会から受領した2026年1月8日付の認可書を本書に添付いたします。

また、公開買付者は、金融庁長官から保険業法第106条第4項に基づく認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、金融庁長官から受領した2026年1月15日付の認可書を本書に添付いたします。